3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成21年６月下旬頃から平成22年10月18日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
田代順司が共犯者とともに、種々の団体名（後記４の⑴を参照）で、団体の活動として、あらかじめ入手した通信教育講座受講経験者の名簿をもとに、同講座受講経験者らに電話をかけ、以前受講した通信教育講座が未だ終了となっておらず、終了手続のためには、改めて教材を買う必要があるなどとうそをつき、通信教育講座終了手続費用の名目で、指定した口座（後記４の⑶を参照）に振込入金させて、金銭をだまし取った行為（主な犯行態様については、後記４の⑷を参照）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している団体名
ア　株式会社フロンティア
イ　株式会社ＨＯＰＥ
ウ　株式会社コネクション
⑵　犯人らが使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
03―5358―0540　03―5358―0541　03―5358―0542　03―5358―0543　03―6276―2770
03―6276―2771　03―6276―2772　03―3846―3113　03―5625―5639　03―5625―9111
03―5625―9112　03―5367―2310　0242―37―1885　0120―94―5600　0120―62―1885
080―3009―1747　080―3009―4183　080―3020―7519　080―3005―5734　080―4134―0600
080―4135―0600　080―4200―2547　080―4200―2548　080―3318―5216　080―3318―5217
080―3344―1885　090―1734―9952
⑶　犯人らが被害者に振込入金させるために使用した銀行等の口座（検察官が既に把握しているもの五十音順）

ア	西武信用金庫千駄ヶ谷支店	株式会社コネクション名義	口座番号2090222
イ	三井住友銀行錦糸町支店	株式会社ＨＯＰＥ名義	口座番号7244417
ウ	三井住友銀行練馬支店	株式会社フロンティア名義	口座番号6910834
エ	三菱東京ＵＦＪ銀行練馬駅前支店	株式会社フロンティア名義	口座番号0027276
オ	八千代銀行代々木支店	株式会社コネクション名義	口座番号85425―８
カ	横浜銀行渋谷支店	株式会社コネクション名義	口座番号1413158
キ	りそな銀行錦糸町支店	株式会社ＨＯＰＥ名義	口座番号0048258
ク	りそな銀行渋谷支店	株式会社コネクション名義	口座番号2682775

⑷　主な犯行態様
ア　あらかじめ入手した通信教育講座受講経験者の名簿に記載された者に電話をかける。
イ　登記した株式会社名を名乗って、偽名を名乗った上、「以前受講していた通信教育講座は生涯教育であり、終了手続が終わっていない。終了手続をするには、教材を買ってもらう必要がある。」などとうそを言って、被害者らに教材を買えば、それ以上に費用がかからずに講座終了手続が完了すると誤信させる。
ウ　教材販売の契約書を作成し、正規の取引を装うため、実際に教材を送付する。
エ　犯人が管理する銀行口座に、指定した金額を入金させる。
5　開始決定の時における給付資金の額　金1,188万416円
6　支給申請期間　平成25年４月19日から平成25年６月18日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　第一審判決　名古屋地方裁判所豊橋支部　控訴審判決　名古屋高等裁判所
⑵　裁判年月日　第一審判決　平成24年３月７日　控訴審判決　平成24年９月10日
⑶　確定年月日　平成24年９月25日
⑷　被告人の氏名　田代　順司
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、あらかじめ入手した通信教育講座受講経験者の名簿をもとに、通信教育講座受講経験者らに電話をかけ、以前受講した通信教育講座が未だ終了となっておらず、終了手続のためには改めて教材を買う必要があるなどとうそをつき、通信教育講座終了手続費用の名目で現金をだまし取る共同の目的を有する団体を構成していたものであるが、共謀の上、団体の活動として、平成22年１月ころから同年10月初めころまでの間、74回にわたり、前記のうそをついてその旨誤信した通信教育講座受講経験者30名から現金合計3,609万7,155円を、被告人らが管理する株式会社フロンティア及び株式会社ＨＯＰＥ名義の銀行口座あてに振込入金させ、もって、それぞれ、団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させた。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第９号違反（平成23年法律第74号による改正前のもの）
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒460―8523　愛知県名古屋市中区三の丸４丁目３番１号
名古屋地方検察庁　被害回復事務担当
電話番号　052―951―1481（代表）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（名古屋地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（名古屋地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

公示送達

再審査請求人　東京都町田市本町田3486藤の台団地１―48―501
原　　正明
上記の者に送達すべき平成22年４月26日付け及び同年９月16日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成25年４月19日
厚生労働大臣　田村　憲久

再審査請求人　東京都町田市本町田3486藤の台団地１―48―501
原　　正明
上記の者に送達すべき平成22年12月８日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成25年４月19日
厚生労働大臣　田村　憲久